



訪問介護でできること・できないこと ～通院等乗降介助編（変更点）～

日ごろから、介護保険事業の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今回は、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」について令和3年度の介護報酬改正で内容変更のあったこと、問い合わせの多かった質問とその回答についてお伝えします。

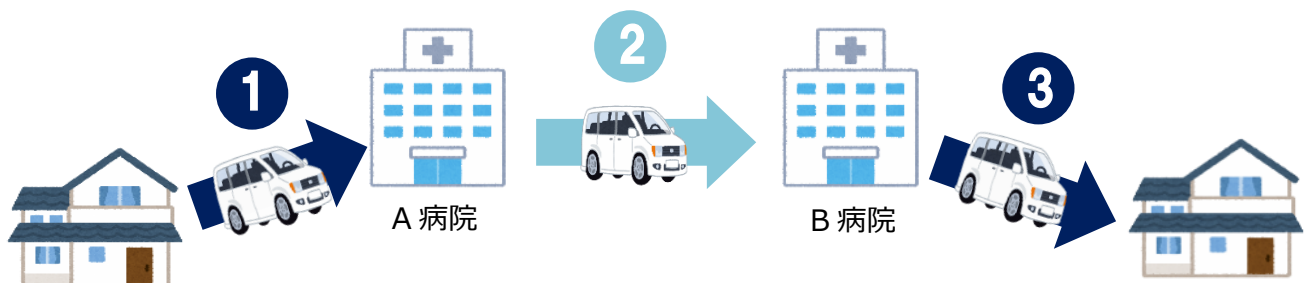
なお、回答内容は、個別の問い合わせに対する茨木市の見解を紹介したものであり、すべてのケースが当てはまるものではありません。また法令改正等があれば、それに従って対応が変更になる場合があります。判断に迷う場合は長寿介護課までご相談ください。

● 「通院等乗降介助」

- 「通院等乗降介助」を算定する場合には、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できません。なお、運転時間中は算定対象ではなく、運賃についてはこれに含まれません。
- 「通院等乗降介助」は、「自ら（ホームヘルパー）が運転する車両への乗降車の介助」、「乗降車前後の屋内外における移動等の介助」及び「外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものです。
（すべての行為が通院等乗降介助の一連のサービス行為に含まれるため、所要時間に限らず片道1回分で算定します）
- 要支援1、2の高齢者については、「通院等乗降介助」は算定できません。

<令和3年度介護報酬改正による変更点> [【介護保険最新情報 Vol.934】](#)

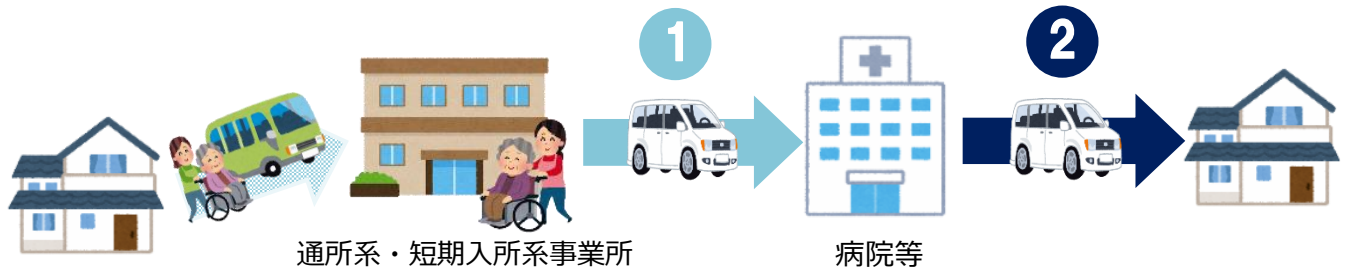
- 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものです。なお、この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれるようになりました。
【介護保険最新情報 Vol.934 第2の2（7）④】
- 目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、目的地（病院等）間の移送も可能です。
【介護保険最新情報 Vol.934 第2の2（7）⑧】



1 または **3** の算定がある場合に限り、**2** の算定が可能（3回算定）

- 通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地（病院等）への移送に係る乗降介助に関しても、同一の指定訪問介護事業所が行うことを条件に、算定することができます。なお、この場合、通所サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算が適用となり、短期入所サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算は算定できません。

【介護保険最新情報 Vol.934 第2の2（7）⑧】



② の算定がある場合に限り、① の算定が可能（2回算定）

● 問い合わせと回答

問1 通院等乗降介助で退院日に入院先から、スーパーで買い物をし帰宅してもいいですか？

（答） 可能。「令和3年度介護報酬改定」において、退院も利用できるようになりました。目的地間の移送に係る乗降介助は、同一の事業所が行うことを条件にそれぞれで算定可能となりました。

【介護保険最新情報 Vol.934 第2の2（7）④】

病院 →① スーパー →② 自宅 （2回の通院等乗降介助の算定ができます。）

※ スーパー内で介助が必要な場合は自費となります。（通院等乗降介助と身体介助の同時算定はできません。）

問2 一人で定期受診できない利用者だが、家族は往路のみしか対応できない場合、復路のみの通院等乗降介助の算定はできますか？

（答） 通院等乗降介助は片道につき算定するもののため、所定の算定要件を満たす場合は復路のみでも算定できます。

【（平成15年5月30日）厚生労働省事務連絡「介護報酬にかかるQ&Aについて」Q21】

問3 通院等乗降介助に家族と一緒に同乗してもいいですか？

（答） 家族が乗降の介助をできる場合は、通院等乗降介助を利用する必要がないと判断します。

しかし、「家族が乗降の介助をできる状況でないが、通院には同行しなければならない」という明確な理由がある場合には、担当者会議等で検討し、必要と判断された場合はその旨を記録してください。判断に迷う場合は長寿介護課までご相談ください。



今回は令和3年度の介護報酬改定で通院等乗降介助の取り扱いが変更された部分を中心にお伝えしました。

「テキセイカだより vol.13」と照らし合わせ、変更されている点にご注意ください。